# 行政財産使用（駐車場管理運営業務）事業者　募集要項

令和 8 年１１月
枚方市 上下水道局

１．募集目的

次項に掲げる枚方市上下水道局所管の施設を有料駐車場として開放し、その周辺における自動車の放置や路上駐車を防止し、交通の安全を図るため、当該駐車場の管理運営事業者を募集する。

２．施設名、所在地等

| 施設名<br>（使用許可財産） | 所在地 | 収容台数 | 応募最低価格<br>（最低使用料年額） |
|---|---|---|---|
| 磯島駐車場 | 枚方市磯島南町 37－3、40－3 | ４台 | 214,500 円 |
| 村野駐車場 | 枚方市村野東町 2500-2 | ６台 | 286,900 円 |

※上記応募対象物件（以下「使用許可財産」という。）については、同一の者が両駐車場を管理することとする。別々の応募は行わない。

３．応募資格要件

次の要件をすべて満たす個人事業者又は法人に限る。

（１）　枚方市内に事業所（個人事業者にあっては住所）を有する者で、次のいずれかに該当すること。

① 枚方市内で駐車場事業を営んでいること。

② 枚方市内で土地を駐車場等として管理運営していること。

（２）　前号①又は②の事項について、引き続き２年以上その事業又は管理運営を行っていること。

（３）　法令等の規定により、その事業又は管理運営について許可又は登録を要する場合は、当該許可又は登録を受けていること。

（４）　国税、大阪府税及び枚方市税の未納がないこと。

（５）　暴力団又はその他暴力的集団の構成員を法人の構成員（個人事業者にあっては、本人を含む。）としていないこと。

（６）　公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある個人又は団体でないこと。

４．使用許可財産の管理運営条件等

（１）　使用料等

①　使用目的

月極駐車場（１か月単位で利用者から賃料を徴収する駐車場をいう。以下同じ。）として使用すること。

②　使用許可財産の使用形態

管理運営事業者は、使用許可財産について地方自治法第２３８条の４第７項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用する。

③　使用許可期間

令和９年４月１日から令和１２年３月 31 日まで

④　使用料

枚方市上下水道局が設定する最低使用料年額 501,400 円以上で、かつ、選定事業者が申込書に記載した額とする。

なお、使用許可期間中の月極利用者の減少等による使用料の減額は行わない。

⑤　納付期限

使用料は、別に発行する納入通知書により、当該年度当初までに、１年分を一括して納付しなければならない。

なお、納付された使用料は返還しない。

（２）　使用許可の条件

①　用途の指定

平面駐車場に限定すること。指定用途及び現状の駐車区画（白線）を変更しないこと。

②　権利設定及び譲渡の禁止

使用許可の権利を譲渡し、又は担保に供しないこと。

③　現在、使用許可財産は、民間の管理運営事業者（以下「民間事業者」という。）が使用許可を受けて月極駐車場として管理運営し、民間事業者との間で当該駐車場について月極駐車場使用契約を締結している利用者（以下「月極利用者」という。）が存在する。

今回の募集により、令和９年４月１日付けで「民間事業者」が変更することになれば、「月極利用者」の利便性に配慮するため、今回許可する新たな「民間事業者」においては、令和９年４月１日から３か月間については、令和９年３月 31 日時点での「月極利用者」との間で締結されていた契約と同一内容のものとして継続契約することを条件とする。但し、当該期間中に「月極利用者」から解約の申入れがあった場合、又は、「月極利用者」が契約内容の変更に同意した場合は、この限りでない。

また、今回許可する新たな「民間事業者」は、（１）③に掲げる使用許可期間にかかわらず、使用許可を受けた日から令和９年３月 31 日までの間に、駐車場の「民間事業者」の変更等について「月極利用者」に周知し、契約継続の同意を得るなどの必要な手続について、現「民間事業者」と協議の上、実施すること。

なお、本募集要項に添付する「民間事業者」と「月極利用者」間の駐車場使用契約の内容を必ず確認すること。

④　使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料（決定価格）を確実に納付すること。
⑤　使用許可財産の使用に当たって、「月極利用者」及び近隣住民等から事故・苦情等が発生した場合は、誠意をもってこれを解決すること。
⑥　駐車場の使用に当たって、想定される緊急時や事故発生時等における対応業務を行うこと。
⑦　その他、駐車場の管理運営に必要な業務を行うこと。
⑧　枚方市上下水道局において、水道管等の維持管理上必要がある場合は、工事等ができるものとすること。

（３）　維持管理責任

①　使用許可財産の使用に当たっては、万全の注意をもって維持管理すること。
②　使用許可財産の使用に当たって、駐車場の全部又は一部及び周辺設備を損傷した場合は、原状回復を行うこと。

（４）　駐車場に係る車庫証明書

駐車場として使用する場合における車庫証明書（保管場所使用承諾証明書）については、「民間事業者」の責任において行うものとする。

（５）　使用許可の取り消し、変更等

次のいずれかに該当するときは、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがある。この場合において、使用許可を受けた者に損失が生じても、補償はしない。

①　使用許可財産を公用又は公共用に供するため必要とするとき。
②　使用許可を受けた者が使用許可の条件に違反したとき。
③　使用許可を受けた者が正当な理由がなく納付期限までに使用料を納付しないとき。

（６）　原状回復

使用許可を受けた者は、使用期間が満了したとき又は前号の規定により使用許可を取り消され若しくは変更されたときは、特に管理者の承認を受けたときを除き、直ちに使用許可財産の全部又は一部を原状に回復して返還しなければならない。なお、使用許可を受けた者がこれを怠ったときは、管理者が使用者の負担でこれを代行することができる。

（７）　損害賠償責任

①　使用許可を受けた者は、その責に帰する事由により、使用許可財産の全部又は一部を滅失し、若しくは損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。
②　①に定める場合のほか、使用許可を受けた者は、この使用許可の条件に定める義務を履行しないため、枚方市上下水道局及び第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（８）　実地検査等

管理者は、必要があると認めるときは、使用許可財産について実地検査し、資料の提出又は報告を求め、その他維持使用に関し指示することができる。

（９）　秘密保持の義務

使用許可を受けた者は、駐車場管理運営業務を行うに際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。使用許可期間が満了し、又は使用許可を取り消された後も同様とする。

（１０）　疑義等の決定

この使用許可の条件について疑義があるとき又は使用許可財産の使用について疑義が生じたときは、すべて管理者の決するところによる。

５．応募申込

（１）　申込受付期間

令和８年 12 月 10 日（木）から令和８年 12 月 22 日（火）まで

午前９時から午後５時 30 分まで

※但し、土日祝日は除く。

（２）　申込受付場所

枚方市中宮北町 20 番３号

枚方市上下水道局　上下水道部　上水道管理課　　（水道局庁舎２階）

（３）　申込みに必要な書類

下表のうち対象となっている書類

| | 書類名 | 対象者 | 摘要 |
|---|---|---|---|
| １ | 応募申込書 | すべての申請者 | 枚方市上下水道局所定様式【様式１】 |
| ２ | 誓約書 | すべての申請者 | 枚方市上下水道局所定様式【様式２】 |
| ３ | 印鑑証明書 | すべての申請者 | 共同で申込みする場合は申込者全員分 |
| ４ | 土地利用計画書 | すべての申請者 | 概要・計画図（工作物等を含む） |
| ５ | 履歴事項全部証明書<br>（登記簿謄本） | 法人 | |
| ６ | 住民票又はそれに代わる<br>証明書 | 個人事業者 | 共同で申込みする場合は申込者全員分 |
| ７ | 納税証明書（国税）<br>（未納がない証明書） | すべての申請者 | １．個人事業者は申告所得税、消費税及び地方消費税 |
| | | | ２．法人は法人税、消費税及び地方消費税 |
| | 納税証明書（大阪府税）<br>（未納がない証明書） | すべての申請者 | １．個人事業者は個人府民税、個人事業税 |
| | | | ２．法人は法人府民税及び法人事業税 |
| | 納税証明書（市税）<br>（未納がない証明書） | すべての申請者 | １．個人事業者は個人市民税及び固定資産税 |
| | | | ２．法人は法人市民税及び固定資産税 |

備考

３及び５から６に掲げる書類については、発行後３か月以内のものに限る。

７の納税証明書については、直近１年分を提出すること。

（４）　申込みの手続き

申込受付期間内に、申込みに必要な書類を申込受付場所に直接持参すること。

※（郵便、電話、ファクス、インターネット等による受付は行わない。）

（５）　応募に当たっての同意事項

①　提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は失格とする。また、不備があった場合も同様の取扱いとする場合がある。

②　提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

③　申込受付期間の経過後は、理由の如何に関わらず受付を行わない。又、提出後の書類は、枚方市上下水道局が認める場合を除き、変更・追加は認めない。

④　決定後の使用許可は、応募申込書に記載された名義以外では行わない。

⑤　別紙の物件調書に掲げる条件を必ず確認すること。

（６）　応募資格審査の通知について

応募資格要件に満たない者に対しては、別途通知する。

６．質疑書の提出及び回答

（１）　受付期間

令和８年 12 月 10 日（木）から令和８年 12 月 22 日（火）

午前９時から午後５時 30 分まで

（２）　受付場所

枚方市中宮北町 20 番３号

枚方市上下水道局　上下水道部　上水道管理課　　（水道局庁舎２階）

（３）　質疑書への回答日

令和８年 12 月 12 日（木）から令和８年 12 月 23 日（水）までとする。

質疑内容を整理した上で、上下水道局ホームページで回答する。

７．管理運営事業者の決定

（１）　決定日及び通知方法

令和９年１月 12 日（火）に通知書を郵送で発送する。

８．使用許可申請の手続

予定事業者は、下表に挙げる行政財産使用許可書の交付に必要な書類を令和９年１月 29 日（金）までに提出すること。

| | 書類名 | 対象者 | 摘要 |
|---|---|---|---|
| 1 | 行政財産使用許可申請書 | すべての申請者 | 枚方市上下水道局所定様式【様式６】 |
| 2 | 営業経歴書 | すべての申請者 | 書式自由。請負業務の場合は契約書等の写しを添付すること。 |
| 3 | 代表者の身分証明書 | 個人事業者 | 本籍地の市区町村長が証明するもの。（日本国籍を有しない者は外国人登録証明書） |
| 4 | 代表者の登記されていないことの証明書 | 個人事業者 | |

備考

３・４に掲げる書類については、発行後３か月以内のものに限る。

９．請書の提出

（１）　使用許可を受けた者は、行政財産使用許可書を受領した日から 10 日以内に請書を提出しなければならない。

（２）　管理者は、使用許可を受けた者が前号に定める請書を提出しない場合は、行政財産使用許可を取り消す。

１０．予定事業者決定の取り消し

応募締切日から行政財産使用許可書の交付日までの期間において、予定事業者が次のいずれかに該当する場合は、予定事業者決定の取り消しを行い、行政財産使用の許可は行わない。

（１）　予定事業者が、行政財産使用許可書の交付に必要な書類を提出期限内に提出しなかったとき若しくは提出書類に不備又は虚偽の内容が記載されていたとき。

（２）　予定事業者が正当な理由なく使用許可申請の手続を完了しないとき。

１１．使用許可の継続更新について

使用許可期間の満了に伴う使用許可の自動更新は行わない。

１２．その他

（１）　使用許可の手続きに関する一切の費用については、予定事業者の負担とする。

（２）　応募申請受付及び使用許可手続きに当たり、各種提出書類について関係機関への確認等、必要な調査を行う場合がある。

（３）　枚方市上下水道局は、駐車場用地の提供のみ行うものとする。それ以外の一切の駐車場管理運営業務は、駐車場管理運営事業者の責任で行うこと。

１３．選定後の協議等について

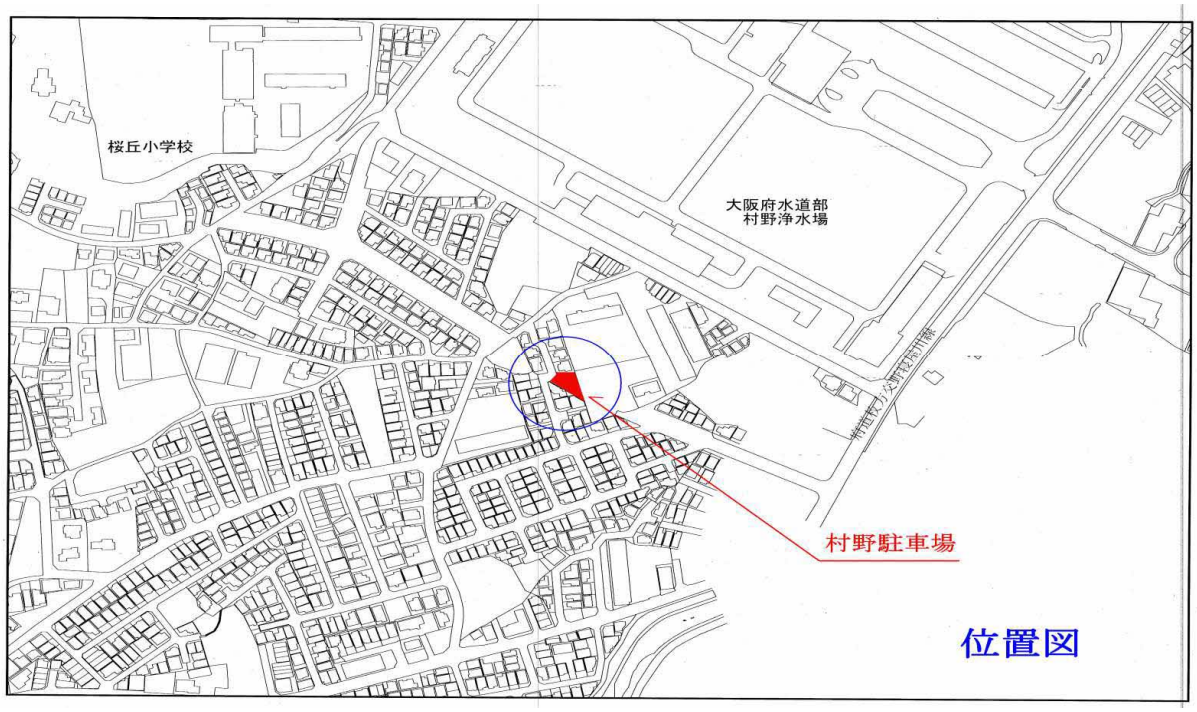
予定事業者については、管理者と個別に駐車場管理運営事業の実施に当たっての協議を行うこと。その結果、行政財産使用の許可を行わない場合もある。

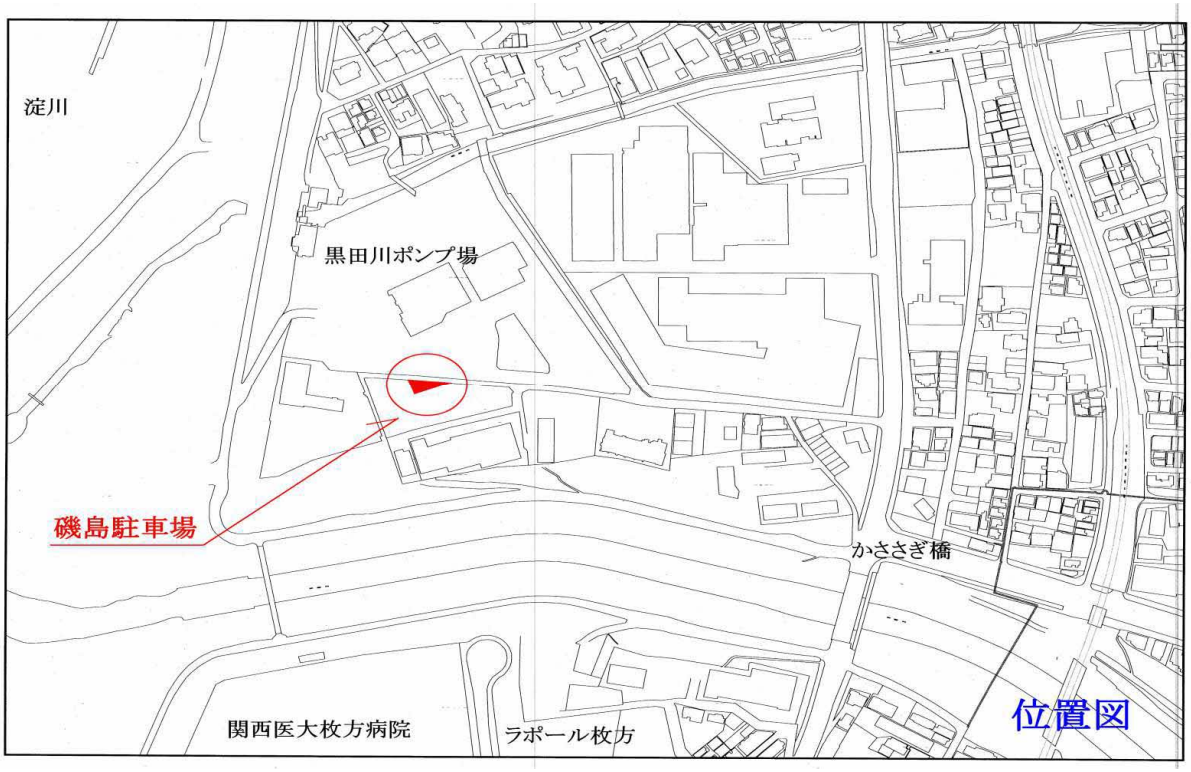
１４．募集に関する問い合わせ

枚方市上下水道局　上下水道部　上水道管理課

ＴＥＬ　０７２（８４８）５５１２（直通）　担当　西岡、遠藤

ＦＡＸ　０７２（８４７）８８４６


桜丘小学校
大阪府水道部
村野浄水場
村野駐車場
位置図


淀川
黒田川ポンプ場
磯島駐車場
かささぎ橋
関西医大枚方病院
ラポール枚方
位置図